

# 平成28年度 地域活性化事業

## 募集要項

平成27年10月

公益財団法人静岡県産業振興財団

## 1 事業目的

独立行政法人中小企業基盤整備機構、静岡県および公益財団法人静岡県産業振興財団(以下「産業財団」という)の拠出により造成した90億円の基金運用益を活用し、県内産業振興のため、中小企業者等が行う研究開発・販路開拓の事業や創業者・特定非営利活動法人が行う新製品や新役務の提供事業を助成します。

## 2 助成対象事業、対象経費、対象者

(1)事業 別表1のとおり

(2)経費 別表1のとおり

(3)対象者 別表1のとおり

(4)対象者の範囲

①県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する中小企業者、創業者、特定非営利活動法人であり、以下の定義に該当する者。

ア中小企業者

i 中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定するもの)

ii 企業組合

iii 協業組合

iv 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、別表2に定めるもの

イ創業者

i 創業5年未満(創業した年度の4月1日から起算して5年を経過していないものをいう。)の中小企業者

ii 地域活性化事業による助成を受けた事業が終了してから1年以内に創業を予定している個人

ウ特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき認証された法人

②以下に該当する企業(いわゆる「みなし大企業」)は対象に含まない。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

③応募者又はその役職員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。

## 3 助成対象とする期間

交付決定日(平成28年4月1日を予定)～平成29年2月末日(※)まで。

※ 地域密着ビジネス新事業助成事業<販路開拓>は平成29年3月末日まで。

#### 4 申請の手続き

(1) 提出書類 \* 申請書式はHPからダウンロードしてください→<http://www.ric-shizuoka.or.jp/chiiki/top.html>

事業名	提出書類
産学官連携研究開発助成事業 中小企業研究開発助成事業 創業者研究開発助成事業 静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業	<p>ア 申請書一式…各 12 部 (正本 1 部、写 11 部) イ 年度別経費…12 部 (産学、クラスター枠で 2 年間の研究計画を申請する場合だけ提出してください。なお、この書類が無い場合、2 年目の申請はできません。) ウ 直近 2 ヶ年の決算報告書…各 1 部 エ 会社案内(事業紹介、会社案内等)…各 12 部 オ 直近期の県税納税証明書…1 部 カ 資本等一覧表…1 部 キ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書…1 部 ク 確認書…1 部</p> <p>【今後創業する個人の場合】 (上記ウに代わるものとして)直近の所得証明書 …1 部 (上記エに代わるものとして)住民票 …1 部</p> <p>【静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業の申請者】 (上記に追加して)事業化する成果について…12 部</p>
地域密着ビジネス新事業助成事業	<p>ア 申請書一式…各 7 部 (正本 1 部、写 6 部) イ 事業計画書…7 部 ウ 直近 2 ヶ年の決算報告書…各 1 部 エ 会社案内(事業紹介、会社案内等)…各 7 部 オ 直近期の県税納税証明書…1 部 カ 資本等一覧表…1 部 キ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書…1 部</p> <p>上記に追加して 【中小企業者の場合】 i 商業登記簿謄本及び定款(写)(法人)…1 部 ii 開業届(写)(個人事業主)…1 部</p> <p>【今後創業する個人の場合】 i (上記ウに代わるものとして)直近の所得証明書…1 部 ii (上記エに代わるものとして)住民票…1 部</p> <p>【特定非営利活動法人の場合】 i 特定非営利活動法人の認証通知(写)…1 部 ii 登記簿謄本及び定款(写)…1 部</p>
地域密着ビジネス新事業助成事業<販路開拓>	<p>ア 申請書一式…各 8 部 (正本 1 部、写 7 部) イ 商業登記簿謄本又は定款(写)…1 部 ウ 直近 2 ヶ年の決算報告書…各 1 部 エ 会社案内(事業紹介、会社経歴書等)…各 8 部 オ 直近期の県税納税証明書…1 部 カ 資本等一覧表…1 部 キ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書…1 部</p>

(補足説明)

- 1 「決算報告書」とは次に掲げるものをいう  
貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・販売費および一般管理費の明細・株主資本等変動計算書
- 2 「直近期」の基準日は申請日とする
- 3 「県税納税証明書」の必要記載事項は次のとおりとする  
個人の場合…個人事業税 法人の場合…法人事業税・法人県民税

(2) 募集期間 平成 27 年 10 月 1 日 (木) ~ 平成 27 年 12 月 1 日 (火) 17:00 必着  
※事前相談:平成 27 年 11 月 19 日(木)までに受けて下さい。  
(各助成事業の主旨や助成対象経費等について理解いただくために大変重要です。)

### (3) 申請相談・受付場所

書類は、郵送(メール便等も可)または持参とします。

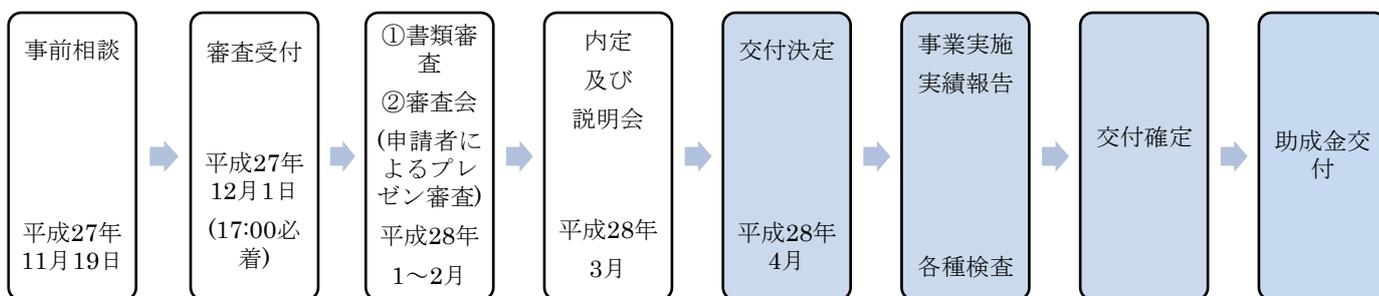
持参以外の場合は、送った記録が残る方法(書留等)で行ってください。

420-0853

静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階

事業名	担当チーム	問合せ
産学官連携研究開発助成事業 中小企業研究開発助成事業 創業者研究開発助成事業 静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業	研究開発支援チーム	054-254-4512 sangyou@ric-shizuoka.or.jp
地域密着ビジネス新事業助成事業	事業育成支援チーム	054-254-4511 sougyou@ric-shizuoka.or.jp
地域密着ビジネス新事業助成事業<販路開拓>	企業支援チーム	054-273-4434 joho@ric-shizuoka.or.jp

## 5 スケジュール(予定)



### 【事前相談】

- (1) 平成27年11月19日(木)までに受けてください。
- (2) 各助成事業の趣旨や助成対象経費等について理解をいただく為に大変重要です。
- (3) 仮作成した申請書類等を、あらかじめ担当事務局にEメールもしくは直接ご持参いただきますと、より具体的なご案内が可能です。
- (4) 申請企業からの相談に限ります。
- (5) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。

## 6 申請にあたっての留意事項

※申請いただいた場合、下記事項に同意したものと判断致します。

「地域活性化基金事業助成金交付要綱」の内容を必ずご確認ください。

### 【申請に関して】

- (1) 提出された申請書類は返却しません。
- (2) 締切後の提出書類に関する追加・変更・訂正等には応じかねます。
- (3) 応募状況、審査結果等に関するお問合せには一切応じません。
- (4) 相談・審査会・説明会にかかる経費(交通費等)は、自己負担とさせていただきます。

- (5) 個人での申請の場合は原則、青色申告であること。
- (6) 静岡県税等を滞納している場合は、対象となりません。
- (7) 同一・類似の課題名又は内容で、他の公的な助成金・補助金を受けているもの又は採択が決定しているものは対象となりません。
- (8) 当事業における助成金の連続使用に関して、一部制限があります。詳細はお問い合わせください。
- (9) 申請は事業全体で1社1件に限ります。

#### 【採択後】

- (10) 提出された申請書・報告書等は事務局での厳正なる管理下におかれ、地域活性化事業に係る活動以外の用途に使用されることはありません。なお、採択時や事業終了後、採択された申請者名・所在地及び研究テーマ・概要等が産業財団のHP・成果集等で公表されます。  
書類作成上、機密事項等の記載につきましては、申請者の判断によりお願いします。
- (11) 事業計画に記載した経費で交付決定したものであっても、その後の中間検査及び完了検査で事務局が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (12) 助成事業者は、助成期間終了後も事業化に努める必要があり、最長10年間、毎年度終了後、過去1年間の事業化状況に係る「成果報告」の義務があります。(毎年度毎の決算報告書の提出も必要です)
- (13) 助成事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと理事長が認めた場合には、交付を受けた助成金の全部又は一部に相当する金額を産業財団に納付しなければならないことがあります。
- (14) 事業内容及び成果は、(独)中小企業基盤整備機構・静岡県・産業財団等が主催する催事での展示や作成する各種発行物での記事掲載などの協力をしていただきます。
- (15) 事業実施に伴う成果物や経理書類等については、事業終了後5年間保存していただきます。助成事業期間中もしくは助成事業終了後に行われる検査・監査等により不適切な事項が判明した場合、たとえ助成金の交付または交付決定がなされたものであっても、交付された助成金の一部または全額の返還請求を受けたり、または交付決定自体が取り消しとなる場合があります。

## 8 備考

・対象期間2年以内としている事業(産学官連携研究開発助成事業、静岡県新産業集積クラスター研究開発助成事業)の2年目に助成を継続する場合は、翌年度の募集においても申請・採択される必要があります。また、継続の2年目に関しては、助成対象期間が、交付決定日から、平成30年1月までとなる場合がありますをことごと承ください。

別表 1

事業名 (助成率、単年度限度額)(期間)	事業内容	対象者 (対象者の定義は、本要項 2 を参照)	対象経費 (補足説明は、別表 4 を参照)
産学官連携研究開発助成事業 (10/10 以内、1,000 万円) (2 年以内) 単年度毎審査  成長分野*1 に対する特別予算枠あります	新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を大学、県内公設試験研究機関と連携して行う事業	学(大学または高専)または官(県内公設試験研究機関)と連携して研究を実施する中小企業者	ア 原材料費 イ 機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 ウ 外注加工費 エ 技術コンサルタント料 オ 委託費 カ その他(会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費及び消耗品費)
中小企業研究開発助成事業 (2/3 以内、500 万円) (1 年以内) 成長分野*1 に対する特別予算枠あります	新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を行う事業	中小企業者	(産学官と同じ)
創業者研究開発助成事業 (2/3 以内、200 万円) (1 年以内)	新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を行う事業	創業者	(産学官と同じ)
静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業 (2/3 以内、500 万円) (2 年以内) 単年度毎審査	静岡新産業集積クラスターの形成促進に資するもので、別表 3 に指定する公的資金を活用した研究による成果の実用化・事業化を目的とした研究開発を行う事業	中小企業者	ア 原材料費 イ 機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 ウ 産業財産権等の導入に要する経費 エ 外注加工費 オ 技術コンサルタント料 カ 委託費 キ その他(会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費及び消耗品費)
地域密着ビジネス新事業助成事業 (2/3 以内、100 万円) (1 年以内)	健康・福祉、環境保全、教育支援、観光など地域の課題や資源に着目して新製品や新役務を提供する事業	ア又はイに掲げるもの  ア新事業を開始してから5年以内の中小企業者又は特定非営利活動法人 イ当助成事業終了後1年以内に新事業を開始する予定の創業者、中小企業者又は特定非営利活動法人	ア 専門家謝金 イ 専門家旅費、職員旅費 ウ 施設改修費 エ 機器購入費 オ 外注加工費 カ 委託費 キ その他(調査研究費、宣伝広告費及びホームページ作成費)
地域密着ビジネス新事業助成事業(販路開拓) (1/2 以内、100 万円) (1 年以内)	地域産業の振興を図るため、新製品等の販路開拓を行う事業	中小企業者(日本標準産業分類の大分類 E の製造業に属する者に限る)	ア 専門家謝金 イ 専門家旅費、職員旅費 ウ 委託費 エ その他(会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、宣伝広告費、通訳料、翻訳料、消耗品費、会場整備費、保険料、研修・講習会費及びホームページ作成費)

\*1 成長分野 新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境

別表 2

- ア 事業協同組合、事業協同小組合及び事業協同組合連合会
- イ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ウ 商工組合及び商工組合連合会
- エ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- オ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの
- カ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの
- キ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの
- ク 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が本要項で規定する中小企業者であるもの

別表 3 事業の指定

- ア 知的クラスター創成事業
- イ 都市エリア産学官連携促進事業
- ウ 地域イノベーション戦略的支援プログラム
- エ 地域イノベーションクラスタープログラム
- オ 地域結集型研究開発プログラム
- カ 地域新生コンソーシアム研究開発事業
- キ 地域新規産業創造技術開発費補助事業
- ク ア～キに掲げる事業以外で理事長が認めた事業

別表 4

経費に関する補足説明

事業名	経費	補足説明
産学官連携研究開発助成事業 中小企業研究開発助成事業 創業者研究開発助成事業 静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業	原材料費	原材料、副資材、治工具及び消耗品等の購入に要する経費
	機械装置購入等経費	機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守、修繕に要する経費 * 研究開発を行うために必要不可欠なものに限る。 * 機械装置、測定機器等は、レンタル・リースを原則とする。なお、汎用品と判断されるものは対象外
	外注加工費	設計図などの自社からの指示で、外部へ加工依頼することに要する経費
	産業財産権等の導入経費 (クラスター事業のみ)	既存の特許等を活用するために要する経費
	技術コンサルタント料	技術指導を受けるのに要する経費
	委託費	委託研究、設計を含めた加工等、他社のノウハウを活用するために外部依頼する経費
	その他	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費
地域密着ビジネス新事業助成事業	専門家謝金	専門知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費
	専門家旅費	専門知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合の旅費に要する経費
	職員旅費	助成対象者が会議の出席又は情報収集等を行うための旅費に要する経費
	施設改修費	当該事業の遂行に必要な工場・店舗等施設の改修費に要する経費
	機器購入費	当該事業の遂行に必要な事務機器・製造機械等の購入費用に要する経費
	外注加工費	試作品の開発・製造・加工を委託する際に要する経費
	委託費	当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に要する経費
その他	調査研究費、宣伝広告費及びホームページ作成費	
地域密着ビジネス新事業助成事業<販路開拓>	専門家謝金	専門知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費
	専門家旅費	専門知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合の旅費に要する経費
	職員旅費	助成対象者が販路開拓の為に展示会出展等を行う場合の旅費に要する経費
	委託費	専門知識・技術を必要とする部分について、第三者に委託する際に支払われる経費
	その他	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損費、調査研究費、宣伝広告費、通訳料、翻訳料、消耗品費、会場整備費、保険料、研修・講習会費及びホームページ作成費

ただし、当該事業に直接必要な最小経費であり、助成対象期間(交付決定日～事業終了日)中に支出(手形の場合は決済完了)する経費とする。  
消費税、人件費は対象外。